

仁和寺門前ホテルが建設されても眺望が遮られていないとする根拠について

世界遺産「古都京都の文化財」は、その登録時から、緩衝地帯においては、高度地区や風致地区などの都市計画制限によって資産内からの眺め等を保全することとされています。

平成5年の「古都京都の文化財」の世界遺産推薦時には、高度地区については20m、風致地区については15mの高さ規制となっており、これが緩衝地帯の保全手法として承認されて世界遺産として登録されました。

その後、平成19年の新景観政策において高さの規制を見直した際に、高度地区については12m、風致地区については10mに強化されています。

仁和寺門前ホテルについては、これら強化された基準を満たしており、緩衝地帯において保全すべき眺望は維持されています。